

大阪市告示第1594号

大阪市市税条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第38号）中附則第1項第3号に掲げる規定は、令和8年4月1日から施行する。ただし、同条例第2条中大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条及び附則第7条の改正規定並びに附則第4項、第9項及び第10項の規定は令和9年1月1日から施行する。

令和7年11月21日

大阪市長 横山英幸